

日本国内で発行された私文書の認証および  
UAE における公証手続きに関するガイド  
(2)

(2022年3月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援課

#### 本レポートの利用についての注意・免責事項

本レポートは、現地法律事務所 Amereller が 2022 年 3 月に作成し公開した英文レポートについて、日本語に仮訳したものを、許可を得た上でジェトロの HP に掲載したものです。その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成元の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Amereller は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Amereller が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートに係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部

ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info\_dubai@jetro.go.jp



本レポート作成元：

Amereller

One at Business Bay, 14th Floor, P.O. Box

97706, Business Bay, Dubai, UAE

Tel: +971 4 332 9686

HP: <https://amereller.com/office/dubai>

## 日本国内で発行された私文書の認証および UAE における公証手続きに関するガイド (2)

### 1. はじめに

アラブ首長国連邦（以下「UAE」という）政府機関に提出する日本国内や外国で発行された私文書について、認証を受けることが求められることがあります。このレポートでは海外子会社から UAE に申請する場合に必要とされる私文書の認証および UAE における公証手続きについて説明します。日本で発行される私文書の公証手続きについては「日本国内で発行された私文書の認証および UAE における公証手続きに関するガイド (1)」をご参照ください。

なお、本書は、上記の日付時点で有効な情報に基づいて作成されていますが、政府機関の手続きや受理要件等は事前通知なく変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

### 2. 日本以外の UAE 国外で発行された私文書の認証手続き

日本企業のシンガポール、香港、イギリス、オランダ、アメリカをはじめとする国々の海外子会社が UAE に書類を公証する場合は日本の手続きと異なりますので、あらかじめ手続きをご確認ください。

### 3. UAE 国内における手続き

日本における認証手続きの後、以下の UAE 国内における認証手続きを行う必要があります。

#### ① UAE 外務省による認証

UAE 外務省にて、在日 UAE 大使館（総領事館）の領事認証に対する認証を受けます。認証手数料は、一通あたり 150 AED になります。



## ② 認定翻訳業者によるアラビア語訳

ドバイの一部のフリーゾーンはアラビア語訳された書類の提出を求めない場合が多いですが、ほかの当局から書類の提出を求められる場合もありますところ、認証を受けたアラビア語訳を準備しておくのが望ましいとされています。

UAE 政府に認可された翻訳業者にアラビア語訳の作成を依頼し、かかる翻訳業者の捺印を受けます。

### 認定翻訳業者のスタンプ (参考)



## ③ 法務省による認証

なお、アラビア語訳は UAE 法務省からも認証を受ける必要があります。認証費用は、1 通あたり 50 AED になります。

### UAE 法務省によるアラビア語翻訳に対する認証スタンプ (参考)



以上の認証手続きを完了後、該当する UAE 政府機関に書類を提出することができます。

#### 4. 書類の保管等

公証手続きが終わった書類の保管等に関し、以下の点にご注意ください。

- ドバイのフリーゾーンの中には、現地法人を設立する際に定款と登記簿謄本の原本の提出を求め、通常フリーゾーン庁が原本を保管しています。しかし、銀行口座の開設等で必要となった場合には、フリーゾーン庁はかかる原本を一時的に持ち出すことを許可することがあります。
- 委任状などの原本は必ず社内で保管するようにして下さい。
- UAE 公証役場や UAE 政府機関に対して委任状などの書類を提示する場合、写しの提出を求められる場合があるので、(1)原本、(2)アラビア語訳、(3)原本の写し、(4)アラビア語訳の写しの4通を持参してください。

#### 添付 1

##### 翻訳証明書

当職、[氏名] は、英語および日本語に通じており、それらの言語の翻訳が堪能であることを、ここに証します。

さらに、当職は、当職がここに添付された下記の文書を正確に翻訳したことを誓います。

##### 記

1. [社名] [文書名]

平成 年 月 日

\_\_\_\_\_  
[氏名]

---

##### TRANSLATION CERTIFICATE

I, [Name of translator], do hereby swear that I am fluent in both Japanese and English languages and a competent translator thereof.

Further, I swear that I have translated the documents stated below and attached hereto correctly and accurately.

Note:

1. [Name of Document] of [Name of Company]

[Date]/[Month]/[Year]

\_\_\_\_\_  
[Name of translator]